

徳島県情報公開審査会答申第199号

第1 審査会の結論

徳島県教育委員会の決定は、結論として妥当である。

なお、公文書の管理及び公開請求に係る決定の手續について適切ではない点があるため、このことについては付言で詳論する。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年5月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 平成28年度県立学校避難所施設強化・充実事業の防災備品の購入に係る各学校の立案・見積書類。
- (2) (1)に関して、県教育委員会各種課と各県立学校でやりとりされた文書全て（メールを含む。）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年5月25日に本件請求に対して決定する期間を延長する旨を審査請求人に通知し、同年7月10日に本件請求に係る公文書について、条例第8条第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年8月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年1月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「平成28年度県立学校避難所施設強化・充実事業の防災備品購入に関して県教育委員会各課と各県立学校でやりとりされたメールについて開示せよ」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

平成29年5月12日、実施機関から本件処分を受けた。受け取った公文書部分公開決定通知書には、文言としてメールについて明記されていないが、「メールについては2か月経てば削除しているので存在しない」と徳島県教育委員会事務局施設整備課（以下「主務課」という。）職員から口頭での説明を受けた。

しかし、徳島県教育委員会公文書管理規則（平成13年徳島県教育委員会規則第10号。以下「県教委公文書管理規則」という。）によると、「通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの」については、1年間の保存が義務付けられている。平成28年度県立学校避難所施設強化・充実事業の防災備品の購入に関して、主務課から各県立学校に送られたメール文書は、平成29年3月3日に送られたことが分かっているので、当該規則にしたがっていけば保存されていなければならない。

したがって、メールの公開を拒否した本件処分は、条例に違反し違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 県立学校避難所施設強化・充実事業について

当該事業は、避難所に指定されている徳島県内37の公立高等学校及び特別支援学校の安全性及びライフラインの確保並びに避難生活を支援する資機材の整備などの取組を行うことによって、避難所としての機能を強化することを目的に平成23年度から着手したものである。

本件請求の対象となっている平成28年度の事業においては、熊本地震が発生したことを受けて、主務課において、購入する防災備品の品目や数量等を決めて補正予算を組み、事業を進めてきたところである。

県立学校避難所施設強化・充実事業に係る防災備品については、事業予算の説明の際に購入する品目及び数量を主務課から各県立学校に説明した後、各県立学校において支出等の手続が行われている。

なお、通常、防災備品の購入に係る手続については各県立学校で行っているが、平成28年度においては、主務課で見積り合わせを行った上で、防災備品の購入先となる業者を決定している。

(2) 審査請求人が公開を求める公文書について

審査請求人が公開を求める公文書とは、平成28年度県立学校避難所施設強化・充実事業に関して、平成29年3月3日に主務課から各県立学校に送信した「避難所施設強化・充実事業の防災備品購入に関する事務連絡」についての電子メールである。

(3) 審査請求人が公開を求める電子メールの内容について

審査請求人が公開を求める電子メールは、購入する防災備品の品目・数量といった、事業予算の説明の際に各県立学校に周知していた事項を念押しすることを主な目的として、主務課から各県立学校に対して送信したもの（以下「本件電子メール」という。）である。

ただ、購入先となる業者については、事業予算の説明の際には、各県立学校に対して周知しておらず、本件電子メールにより初めて周知したものである。

(4) 本件電子メールを非公開とした理由について

審査請求人は、本件電子メールについて1年以上保存すべきと主張するが、県教委公文書管理規則別表の五の項には、「通知，照会，回答その他これらに類する公文書で軽易なもの（特に軽易なものを除く。）」とあり、特に軽易であると認められる公文書については、これに該当しない。

本件電子メールは、あくまで防災備品の購入に関して既に各県立学校に周知していた事項を念押しするための事務連絡であり、特に軽易な公文書に当たると考えられる。したがって、本件電子メールは、県教委公文書管理規則別表の六の項の「その他1年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当する。

主務課においては、所属で1年以上保存すべきと判断した電子メールについては紙に印刷して保管しているが、本件電子メールのように1年以上保存する義務がないものについては保存期間を2か月とし、期間を経過したものについては適宜削除している。また、各県立学校においても購入伺いに添付していないなど1年以上保存する義務が生じるものではない。

以上により、本件請求があった平成29年5月12日時点においては、既に本件電子メールを削除しており存在しないことから、当該電子メールを非公開とし、その他の情報は公開したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年1月30日	諮問
令和2年2月17日	審議（第169回審査会）
令和2年3月17日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第170回審査会）
令和2年6月19日	審議（第171回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件事案は、本件処分において実施機関が公開しなかった電子メールの公開を、審査請求人が求めているものである。

この電子メールとは、平成28年度県立学校避難所施設強化・充実事業に係る防災備品の購入に関する事項について、主務課から各県立学校に送信したとされる電子メールのことであり、第4の(3)で実施機関が説明する本件電子メールで相違ないと認められる。

本件電子メールについて、実施機関は、本件請求日時点においては既に廃棄しているため保有していない旨主張する一方、審査請求人は、県教委公文書管理規則に基づき1年以上保存する義務があることから当該電子メールは存在する旨主張しているので、以下、本件電子メールの有無について検討する。

2 本件電子メールの保有の有無について

(1) 本件電子メールの内容及び性質について

ア 平成28年度県立学校避難所強化・充実事業においては、6月補正予算により事業内容が追加されたことから、通常の手続とは異なり、各県立学校ではなく主務課で防災備品の購入先となる業者の選定を行った後、各県立学校において支出等の手続を行っている。

イ 本件電子メールは主務課から複数の県立学校に送信されたこと及び職員個人ではなく所属で管理していたことを踏まえると本件電子メールは条例第2条第2項の公文書であると認められる。

ウ 実施機関の説明によると、本件電子メールの内容には、購入する防災備品の品目、数量、購入先となる業者など物品の購入手続を行うために必要な情報が含まれており、特に購入先となる業者については、本件電子メールにより初めて各県立学校に周知したとのことである。

エ 実施機関は、本件電子メールは、あらかじめ各県立学校に対して周知していた購入する防災備品の品目及び数量等の事項を念押しすることを主な目的としたものであって、特に軽易な通知文書等に当たることから1年以上保存する義務がないと説明する。

オ 以上のことを踏まえると、本件電子メールは、契約の相手方といった本件電子メールにより初めて知らせた情報のほか防災備品の購入品目、数量等について改めて知らせたものであるので県教委公文書管理規則別表の五の項の5に規定する「通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの（特に軽易なものを除く。）」に該当すると認められる。しかしながら、事業予算の説明の際には購入品目及び数量を主務課から各県立学校へは説明されており、主務課が防災備品

の購入を念押しすることを目的に作成されたものであることから、本件電子メールは同項の5の括弧書きに規定する「特に軽易な文書」に当たり、同表の六の項に規定する公文書に該当するとの実施機関の主張は不合理であるとまでは言い切れない。

(2) 本件電子メールの保有について

ア 実施機関によると、2か月をめぐりに保存している電子メールを整理し、不要なものは削除しているとのことである。そして、本件電子メールは、通知等の公文書であって特に軽易なものとして1年以上保存する必要がない県教委公文書管理規則別表の六の項に規定する公文書に該当するとしていたため、本件請求のあった日には既に削除しており存在していなかったと説明する。

イ 公文書の保存期間はその内容、性質等による区分に応じて定められているところ、本件電子メールの保存期間について、(1)で検討したとおり県教委公文書管理規則別表の六の項に規定する公文書に該当するとしたことは不合理であるとまでは言えないので、本件電子メールの保存期間は1年未満となると実施機関において判断し、業務に支障が生じない範囲内で保存期間を設定し管理することが特段不合理であるとまでは言えない。

ウ また、当審査会において、念のため本件電子メールの存否について調査をしたが当該電子メールの存在は確認できなかった。

エ したがって、実施機関において本件電子メールの存在が確認できない以上、不存であることは認めざるをえない。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関において本件電子メールを保有していると認めるに足りる事由がないことから、結論として本件処分は妥当であると判断した。

4 付言

(1) 公文書の適正な管理について

第6の2のとおり、本件電子メールの管理は不適切とまでは言えないが、現状では公文書の保存期間の設定及び削除の判断について公文書管理規則の定めはあるものの実施機関の裁量によるところが大きく、今後、実施機関においてはより適正な公文書の保存及び管理に努めることが望まれる。

(2) 公文書公開請求に対する適正な決定について

本件処分における公文書部分公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）の「1 公文書の件名欄」には、本件請求に係る公文書公開請求書に記載の文書の名称をそのまま転記したものであった。しかし、条例に基づく公文書公開請求に対する決定においては、原則として、実施機関が特定した公文書の名称を表題、作成日又は文書番号等で客観的に他から識別できる程度に記載すべきものであり、本件通

知書における公文書の名称の記載は適切ではない。

また、実施機関は本件電子メールが不存在である旨を審査請求人に対し、書面ではなく口頭により説明するのみであった。

こうした対応は、公開請求日時点において本件電子メールを既に廃棄し、保有していないことから本件請求の対象文書に含まれるものと認識していなかったことに起因していると推察される。

しかし、公文書公開制度においては、実施機関は、公開請求された個々の公文書について、条例に基づき公開決定等を行い、その旨を書面により公開請求者に対して通知する義務を負うものである。したがって、実施機関は、本件請求対象の公文書の一つとして特定した本件電子メールについて、文書不存在を理由として請求拒否決定を行うべきであり、本件通知書のみで処理した実施機関の対応は適切ではない。

本件事案に関しては、実施機関が本件電子メールを保有していないことを認めざるを得ず、本件処分を取り消したとしても審査請求人の権利利益の救済には至らないことから、本件処分を取り消す意義は乏しいと考えるが、今後、実施機関においては、公文書公開請求に対する決定の手續を適正に行うことが望まれる。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士，税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者